

議案第 75 号

勝山市税条例等の一部改正について

勝山市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

市税の減免基準の明確化を図ること及び軽自動車税の環境性能割の導入等に伴い、勝山市税条例等の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市税条例等の一部を改正する条例

(勝山市税条例の一部改正)

第1条 勝山市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

(法人の市民税の課税免除)

第24条の2 次に掲げる者に対しては、市民税の均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

(2) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

第51条第1項第4号から第7号までを削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「災害による甚大なる被害を受けた者その他特別の事情により」を削り、「著しく減じた者」を「激減したため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 災害により著しい被害を受けた者

第51条第1項中第8号を第5号とし、第9号を第6号とする。

第89条第1項中「公益のため直接専用する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 公益のため直接専用する軽自動車等

(2) 天災その他特別の事情があるものが所有する軽自動車等

第153条の2第1項中第3号を第4号とし、同項第2号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加え、同号を同項第3号とする。

ア 被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者

第 153 条の 2 第 1 項第 1 号中「等」を削り、「生活が著しく困難になった者」を「著しい被害を受けた者」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 当該年度において所得が激減したため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(勝山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 勝山市税条例の一部を次のように改正する。

第 81 条の 2 各号列記以外の部分中「次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税」を「次に掲げるものに対しては、軽自動車税（種別割にあっては第 1 号に限る。）」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの

(勝山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 勝山市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (3) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人

第 51 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の改正規定 平成 31 年 10 月 1 日

(2) 第3条の改正規定 平成32年4月1日

(個人の市民税の経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の勝山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税の経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の勝山市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始する連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 第3条の規定による改正後の勝山市税条例の改正規定は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始する連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税の経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の勝山市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年4月1日以後に取得する軽自動車の軽自動車税について適用し、同日前に取得する軽自動車の軽自動車税については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の勝山市税条例の改正規定は、平成31年10月1日以後に取得する軽自動車の軽自動車税について適用し、同日前に取得する軽自動車の軽自動車税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税の経過措置)

第5条 第1条の規定による改正後の勝山市税条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。